



令和5年12月13日書換

様式第9号（第12条関係）

一般廃棄物処理業許可証

真岡市指令環第9号

住所 茨城県結城市結城7188番地
氏名 株式会社 結南クリーンセンター
代表取締役 宮田 泰信

令和4年6月30日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の

第1項

処理及び清掃に関する法律第7条 の規定により、次の条件を付して許可する。

第6項

令和4年7月1日

真岡市長 石坂 真



申請者 住 所	茨城県結城市結城7188番地
氏 名	株式会社 結南クリーンセンター 代表取締役 宮田 泰信
事務所及び事業場 の 所 在 地	事務所 茨城県結城市結城7188番地 事業場 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一丁目15番地5
取 り 扱 う 一般廃棄物の種類	もえるごみ（生ごみ）
収集、運搬及び 処 分 の 別	収集・運搬
許 可 の 区 域	真岡市内事業所
許 可 の 期 間	令和4年7月1日～令和6年6月30日
許 可 の 条 件	○決められた分別方法に従い、収集、運搬すること。 ○収集、運搬に際しては、飛散、流出防止の措置が講じられた車両によること。 ○その他、分別の不徹底、産業廃棄物等の搬入など指示に従わない場合は、許可を取り消す。